業務委託契約書

本契約は、下記当事者間で締結される。
ＡＡＡ：　　社名：
　　住所：
　　Tel:
　　Fax:
　　Email:
ＢＢＢ：　　社名：
　　住所：
　　Tel:
　　Fax:
　　Email:

以下のことを証する。

ＡＡＡは、「ＸＸＸ」と称する集団（ｙｙｙ奏者の集団）を所有運営している（　　）法人であり、（　　）国内および海外の多数の国でＹＹＹ公演を何度も行ってきた。

ＡＡＡは、そのＹＹＹ公演をさらに一層展開することを望んでいる。

ＢＢＢは、ヨーロッパ諸国でＹＹＹ公演を展開するサービスの提供に関する相当な経験と技術を積んできた（　　）法人であり、ＢＢＢは、当該サービスをＡＡＡに提供する意思がある。ここでいうサービスとは、本契約当事者双方の相互利益のために、興業主を見つけてその興業主と交渉し、ＹＹＹ公演に関するＡＡＡと当該興業主との間の契約の条件を調整することである。

よって、本契約当事者は、以下のとおり合意する。

第１条　定義
本契約の適用上、本契約に定める用語は、最初の文字が大文字の場合には、本条において定義する意味を有するものとする。
次の各号の定義は、別段の明示的な定めがない限り、本条において定義する用語の単数形と複数形の両方に等しく適用される。
1)　「ＸＸＸ」という用語は、数人の演奏者、音楽家ならびにその他のアーティストおよび／または専門家から成る集団で、ＡＡＡによって設立、所有、管理されているものを意味する。

2)　「ｘｘｘ」という用語は、より小規模なＸＸＸから成る集団で、同じくＡＡＡによって設立、所有、管理されているものを意味する。
3)　「公演」という用語は、ＸＸＸまたはｘｘｘが契約地域内の会場で演じる（　　）の伝統的なＹＹＹショーを意味する。
4)　「BBプロモーション地域」という用語は、（　　）、（　　）、（　　）、（　　）、（　　）、（　　）および（　　）から成る国々を意味する。

5)　「契約地域」とは、BBプロモーション地域を含むすべてのヨーロッパ諸国で、ＢＢＢが売込み活動ならびに本契約に定められた自己のその他の業務を行い、ＡＡＡが公演を行う地域をいう。

6)　「会場」という用語は、公演が行われるホールその他の施設の場所を意味する。

7)　「クライアント」という用語は、観客のために公演を行う興業主、主催者、劇場の所有者もしくは管理者、またはその他の依頼者を意味する。
8)　「公演契約」という用語は、クライアントを一方とし、ＡＡＡおよびＢＢＢを併せて他方として双方の間に締結される、公演に関する契約を意味する。
9)　「両当事者」という用語は、複数形の場合にのみＢＢＢとＡＡＡの双方を意味する。

第２条　業務分担
１．　本契約期間中、ＡＡＡは、以下の業務を引き受けるものとする。

1)　ＸＸＸおよびｘｘｘの維持管理
2)　テクニカルディレクター、照明技師、音響技師等の技術スタッフおよびその他の技術スタッフの調達および維持管理
3)　すべてのＹＹＹおよびその他のＺＺＺの調達および維持管理

4)　すべてのＹＹＹ、その他のＺＺＺおよび公演に必要なその他の機材の（　　）から会場までの往復運搬

5)　クライアントが日程に従って、公演契約に基づき用意するステージで、ＸＸＸおよび／またはｘｘｘの公演を提供すること。
6)　クライアントとの公演契約の締結（この締結は、両当事者の共同名義で行われるものとする）。

7)　ＡＡＡが自らの単独の裁量で引き受けるその他の業務。

２．　本契約期間中、ＢＢＢは、以下の業務を引き受ける。

1)　公演ならびに「ｙｙｙ」という（　　）の伝統文化の宣伝を行うこと。

2)　クライアントがＡＡＡにとっても満足のいく合理的な条件で公演のショーを主催できるように、すべてのクラ

イアントと緊密な協力および交渉を行うこと。
3)　上記2)に記載した交渉の結果に関する報告書を作成し、これを航空郵便、ファクシミリおよび／または電子メールでＡＡＡに定期的に送付すること。
4)　ＡＡＡの人員が公演のために契約地域の会場に派遣され、そこで滞在する場合、その人員の世話をすること。

5)　すべてのＹＹＹ、その他のＺＺＺおよび契約地域での公演に必要なその他の機材を運搬するために、トラックその他の陸送手段を手配すること。
6)　公演契約に基づきクライアントから受け取る公演のすべての金銭的対価および本契約において意図された活動から生じる臨時所得を回収し、本契約に基づきＡＡＡに配分されるべき出演料、日給、旅費・宿泊費、利益分配金、保険料ならびにその他の料金、費用および手数料をＡＡＡに支払うこと。

7)　ＢＢＢが自らの単独の裁量で引き受けるその他の業務。

３．　本契約期間中、次の各号の業務は、ＡＡＡとＢＢＢが共同で行うものとする。

1)　クライアントとの公演契約の締結。
2)　公演の日程の作成。
3)　ＢＢＢが作成する予算の確認。
4)　本契約に明示的に定められていないが、両当事者が本契約において意図された目的を実現するために必要なその他の業務。当該業務は、本契約期間中、随時、ＢＢＢとＡＡＡとの間の緊密な交渉を経て決定されるものとする。

第３条　契約期間
１．　本契約は、（　　）年9月5日に効力を生じ、いずれかの当事者が本契約に定められた理由で本契約を早期に終了させない限り、（　　）年9月4日に終了するものとする。その後、本契約は、両当事者の6カ月の事前の書面による合意により、1年ずつ延長することができるが、かかる合意がない場合には、いずれの当事者も本契約に拘束されないものとする。
２．　本契約に定めたいかなる規定にもかかわらず、本契約の満了日または終了日の前に締結され、本契約の満了日または終了日の時点で存在する公演契約については、本契約が依然として適用されるものとする。

第４条　公演契約
１．　ＢＢＢは、契約地域内のクライアントから公演のプロモーションの注文を取ることを第一の目的として、自己の最高の宣伝広告サービスを行うものとする。ＢＢＢは、契約地域内の潜在的なクライアントと連絡を取り、ＢＢＢが用意した、および／またはRAVから提供された各種の情報を使って、公演を主催するよう勧めるものとする。ＢＢＢが契約地域の内外の潜在的なクライアントから受けた公演および／またはＡＡＡの活動に関する問い合わせは、ＡＡＡに送付されるものとするが、但し、ＡＡＡは、ＢＢＢの事前の書面による承諾なしに、かかる潜在的なクライアントと単独で連絡を取ってはならない。
２．　ＢＢＢは、定期的に、および／またはＡＡＡの要請に応じて、公演、ＸＸＸ等について自らの知るところとなった情報で、ＡＡＡにとって関心があるかもしれないものをすべて提供するものとする。

３．　ＢＢＢは、クライアントとの公演契約の草案を作成し、ＡＡＡの事前の承諾を得るためにＡＡＡに提出するものとする。両当事者のいずれか一方が公演契約の条件のいずれかの部分に同意しない場合には、両当事者は、互いに協議し、その最終草案を提示する前に、すべての点について合意するものとする。

４．　両当事者は、両当事者にとって承諾可能なときは、公演契約に連帯して署名し、それぞれ1通を保有するものとする。
５．　ＢＢＢは、契約地域内のクライアントから注文を取るために最善の努力を払うものとする。ＢＢＢの当該努力によって到達すべき総売上高は、6カ月毎に少なくとも（　　ユーロ）とする。

６．　公演は、以下を含む条件で実施されるものとする。

1)　期間：（　　）年9月5日から（　　）年9月4日までの1年間。

2)　ショーのタイトル：
(1)　（　　）語ではＫＫＫ、英語ではｋｋｋ
(2)　ＡＡＡが提案し、ＢＢＢが同意するその他タイトル

3)　ショー1回あたりの時間：（　　）分
4)　会場：ＡＡＡの事前の書面による承諾を条件とする契約地域内の場所（会場については、ツアースケジュールに随時記載するものとする）。
5)　時期：正確な日付、時間および住所を記載したツアースケジュールは、追って提出される（至急）。

７．　ＢＢＢの技術的条件は、すべての会場に送付され、それに無理がない限り、会場の状況に応じて満たされる。

第５条　公演契約の履行
１．　ＡＡＡは、公演契約の条件および両当事者間で協議・決定する詳細事項に従い、クライアントの主催するショーで、ＸＸＸまたはｘｘｘという名で公演および関連活動を行うものとする。

２．　ＢＢＢは、クライアントに公演契約の条件を厳守させるものとする。ＢＢＢは、クライアントから契約金総額を適時に回収し、前月の回収金額および将来の受取勘定として確定した金額ならびに前月の支払金額および将来の支払金額として確定した金額に関する月次報告書をＡＡＡに提出する責任を負うものとする。

第６条　利益分配
１．　（　　）年（　）月（　）日までに、ＢＢＢは、公演契約に基づく公演の実施に関する年間収支予算を作

成し、これをＡＡＡに提出してＡＡＡの同意を求めるものとする。

２．　利益分配の問題について、両当事者は、以下の事項に合意する。

1)　ツアー全体の総合予算については、ツアー全体のスケジュールが決まり次第（但し、（　　）年（　）月末までに）、両当事者が協議し、合意するものとする。この予算は、本契約に添付され、本契約の一部となる。

2) この予算から以下の費用が支払われる。
(1)　ＡＡＡのアーティスト出演料
(2)　ＢＢＢおよびＡＡＡのすべてのアーティストおよびツアースタッフの日給

(3)　ＢＢＢの手数料
(4)　ＢＢＢおよびＡＡＡのメンバー、ＺＺＺ、衣装およびツアーと関連がある他のスタッフの国内、国際および大陸間の運送費および旅費
(5)　ＢＢＢよびＡＡＡのすべてのメンバー、技師およびスタッフの宿泊費／ホテル代

(6)　ＡＡＡの演出スタッフ、技師等の報酬および日給

(7)　音響機器および照明機器のレンタル料
(8)　広告費
(9)　その他ツアーに関係のある一切の費用
3)　これらの費用をすべて支払った後に利益がある場合、この利益はＡＡＡに（　　）%、ＢＢＢに（　　）%分配される。
4)　上記の費用は、必要に応じてＢＢＢが事前に支払うものとする。ＢＢＢは、（　　）年11月15日前にツアーの詳細な計算書を提出する。

第７条　ＡＡＡの出演料
ＡＡＡは、公演に対して以下の出演料を受け取る権利を有するものとし、ＢＢＢは、ＡＡＡに対する当該出演料の支払いについて責任を負うものとする。
1)　「BBプロモーション地域」内でのショーについては、公演1回あたり（　　ユーロ）。

2)　「BBプロモーション地域」外ではあるが、ＡＡＡが以前に公演したことのある場所でのショーについては、公演1回あたり（　　ユーロ）。
3)　「BBプロモーション地域」外で、ＡＡＡが以前に公演したことのない国でのショーについては、公演1回あたり（　　ユーロ）。
4)　東ヨーロッパでのショーについては、ＡＡＡは（　　ユーロ）の出演料を受け取る。但し、ブダペストでの公演については、ＡＡＡは、ショー1回あたり（　　ユーロ）を受け取り、（　　）、（　　）および（　　）でのショーについては、ＡＡＡは、ショー1回あたり（　　ユーロ）を受け取る。
5)　アーティスト出演料は、以下のとおり分配される。

（　　）

第８条　ＢＢＢの手数料
ＢＢＢは、本契約第2条第2項に定める業務の手数料を受け取る権利を有するものとする。この手数料は、公演の売上金総額の（　　）パーセントとし、ＢＢＢは、両当事者間で合意する支払予定に従い、ＢＢＢが受領し、プールした金額から当該手数料を受け取ることができる。

第９条　日給
１．　ＢＢＢおよびRAVは、全ツアー中（2日間を超える休暇中を除く）、一人1日あたり（　　）の日給を受け取る権利を有するものとする。ＢＢＢは、ＡＡＡに対する当該日給の支払いについて責任を負うものとする。

２．　上記1)に定めたＡＡＡの日給は、以下の表に従って計算するものとする。

（　　）
３．　上記1)に定めたＢＢＢの日給は、以下の表に従って計算するものとする。

（　　）

第10条　ＡＡＡに対する支払予定
１．　日給の残額（もしあれば）は、（　　）年（　）月（　）日までに電信送金により支払われるものとする。
２．　第8条および第9条に定めた手数料および日給は、以下の表に従ってＢＢＢが受け取るものとする。

日給の残額（もしあれば）は、（　　）年（　）月（　）日までに電信送金により支払われるものとする。

第11条　旅費
ＢＢＢは、ＡＡＡのツアーメンバー全員の往復エコノミーフライト（（　　）―ヨーロッパ―（　　））を手配するものとする。ＡＡＡのツアーメンバーの追加の大陸間移動フライトは、ＡＡＡが手配するものとする。その他の国内旅行および海外旅行は、すべてＢＢＢが手配するものとする。ＡＡＡは、ＺＺＺの運搬（（　　）―ヨーロッパ―（　　））を手配するものとする。ＺＺＺのその他の運搬は、すべてＢＢＢが手配するものとする。これらの費用の支払いは、すべてツアー予算から行うものとする。

第12条　ホテル
ＢＢＢは、ＡＡＡおよびそのスタッフの宿泊先／ホテルを手配するものとする。これらの費用の支払いは、すべてツアー予算から行うものとする。

第13条　休暇
１．　ＡＡＡは、8週間のツアー終了後に毎回1週間の休暇を計画することに同意する。このスケジュールは、ツアーの日程に応じて変更することができるが、但し、常に両当事者による合意を必要とする。休暇期間については、別紙aに定める。
２．　2日を超える休暇の費用は、ＡＡＡがすべて支払うが、但し、ツアーのロジスティックスケジュールのためにＡＡＡが2日を超える休暇を取ることを余儀なくされる場合はこの限りではない。その場合、ホテル費用はツアー予算の中から支払われる。

第14条　ツアー一行
１．ツアー一行は、原則として以下の者から成るものとする。

（　　）
２．　ステージ上の少なくとも10名の人によってショーを上演することが了解される。

第15条　税金
公演が行われる国の法律に従い、公演メンバーを代表して外国芸能人税が控除され、支払われる。

第16条　著作権
著作権は、すべて料金に含まれている。
本契約に署名することにより、ＢＢＢは、第三者によるＡＡＡの著作権の著作権請求から保護される。

第17条　保険
ＡＡＡは、その公演メンバー、自身の技術スタッフその他のスタッフの適切な保険（事故、賠償責任、病気等、所持品）および自己のＺＺＺの損害保険に入るものとする。

ＢＢＢは、自身のスタッフおよび機材について、同じ保険に入る。

第18条　映画およびテレビ等
１．　ＡＡＡの公演の映画撮影・放送、ビデオおよび／またはテレビ／ラジオおよび／または商業レコーディングに関するすべての権利は、ＡＡＡが保有する。
２．　非商業目的での最高3分間は、無料である。
３．　その他の放送または特別放送時間については、本契約と別に交渉するものとする。

第19条　宣伝
１．　ＡＡＡは、ポスターおよびチラシのデザイン、ならびに写真（カラースライドと白黒の両方）を提供するものとする。ＢＢＢは、すべての宣伝資料の印刷および配布を引き受けるものとする。

２．　ＡＡＡは、ツアー中に販売することができるプログラムの英語の本文およびレイアウトを提供するものとする。ＢＢＢは、印刷ならびに本文の最終的な翻訳を引き受けるものとする。

３．　ツアー中、ポスターは商品として販売されるものとする。これによる収入は、ツアーの宣伝予算を補うために使用されるものとする。
４．　ＡＡＡは、ツアー中、ツアー全体または個々の演奏を宣伝するための活動に参加することができる。この活動は、ＡＡＡのスケジュールに合わせて調整される。

第20条　その他の点
１．　ＡＡＡは、1公演につき（　　）枚の招待券を受け取る。

２．　マーチャンダイジングおよびスポンサーリングの取引については、両当事者が別の契約で合意する。

第21条　ｘｘｘ
１．　両当事者は、ｘｘｘによる公演を提供することに合意する。ｘｘｘは、（　　）、（　　）および両当事者間で事前に合意するその他の国の比較的小規模な会場で演奏する。別のツアースケジュールを別紙cとして本契約に添付する。
２．　ｘｘｘの公演料は（　　ユーロ）とする。
３．　ｘｘｘは、（　　ユーロ）の合計公演料で、（　　）に（　　）回演奏する。この公演料は、（　　）年（　）月（　）日に電信送金で支払われるものとする。

第22条　帳簿および記録
本契約期間中、ＢＢＢは、本契約に定めるとおり、公演契約に関連または起因して生じるすべての取引を対象とする正確な帳簿および記録を保持することに同意し、ＡＡＡまたはその権限を有する代表者に対し、公演契約および本契約のすべての主題に関してＢＢＢが占有または支配している帳簿ならびにすべての文書およびその他の資料を検査する権利を与え、さらに、本条第2項に従ってＡＡＡに提出される報告書の正確さを確認するために、ＢＢＢの上記の事務所の営業時間中いつでも、上記の帳簿および記録から抜粋を取るために、これらを自由かつ十分に閲覧する権利を与える。

第23条　優先権等
１．　両当事者は、（　　）年末まで両当事者の協力を拡大することに合意し、また、その協力を（　　）年についても継続する優先権を互いに与えることに合意する。両当事者は、（　　）年3月31日までに、この選択権を行使することを決定する。
２．　本契約期間中、両当事者は、その協力の対象となる契約地域をオーストラリアおよびＡＡＡの他の代理人にまだ認められていない世界のその他の地域（現在のところ米国、カナダ、南アメリカ、アジアおよび（　　））

に拡大することに関して交渉するが、但し、両当事者間の事前の書面による合意がない限り、いかなる拡大も認められない。
３．　（　　）年について、ＡＡＡおよびＢＢＢは、（　　）年3月31日までに出演料、手数料、日給およびその他の料金について交渉し、合意すべきである。この期限の延長が必要な場合には、（　　）年3月1日までに当事者間で表明すべきである。
４．　両当事者は、上記に定めた公演料を経済状況に合わせることに合意する。

５．　本契約は、（　　）年ツアースケジュールの予備的概要を記載したレター・オブ・インテントにより延長される。別紙dとして添付する。

第24条　秘密保持
いずれか一方の当事者が本契約に基づき提供するすべての技術情報およびその他の情報は、他方の当事者により極秘に保持されるものとする。

第25条　解除
１．　本契約の存続期間中に、いずれかの当事者による本契約の重大な条件の違反があった場合には、両当事者は、最初に、係争中の問題を互いの満足のいくように、できる限り迅速かつ友好的に解決するよう努めるものとする。他方の当事者への書面による通知から30日以内に解決に到らない限り、かかる他方の方当事者は、本契約を解除する権利を有するものとする。
２．　さらに、いずれか一方の当事者が、理由のいかんを問わず自己の事業もしくは事業の継続に影響を及ぼす破産、支払不能、解散、組織変更、合併、倒産処理手続および／または第三者による会社再建に陥った場合には、他方の当事者は、一切の通知を当該当事者に与えることなく本契約を解除する絶対的権利を有するものとする。

第26条　不可抗力
いずれの当事者も、本契約に基づき自らに課された義務の不履行もしくは履行遅延について、かかる不履行または履行遅延が、自らの直接支配の範囲を超えるものであり、かつ、自らの側の合理的な注意によって防止することができないときは、一切責任を負わないものとし、かかる不履行または履行遅延は、本契約の違反とみなされないものとする。

第27条　通知
本契約に基づき与えられる一切の通知は、本契約冒頭記載の住所の当事者に宛てた書留航空郵便によるものとする。

第28条　譲渡
いずれの当事者も、相手方当事者の事前の書面による承諾なしに、本契約に基づく自己の権利を譲渡してはならず、かかる承諾のない譲渡の主張は禁止され、かつ無効とする。

第29条　仲裁
本契約に起因もしくは関連して本契約当事者間に生じるすべての紛争、論争もしくは意見の相違、または本契約の違反は、仲裁により、かかる仲裁の被請求人の国で最終的に解決されるものとする。（　　）で仲裁を行うときは、日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従い東京で仲裁を行い、（　　）で仲裁を行うときは、（　　）仲裁協会の仲裁規則に従い（　　）で仲裁を行う。仲裁人が下した仲裁判断は最終的であり、両当事者を拘束するものとする。

第30条　解除
本契約は、本契約第29条の規定どおりに仲裁が行われた国の法律により解釈され、両当事者の権利は、同法により決定されるものとする。

上記の証拠として、両当事者は、冒頭記載の日付で、その正当な権限を有する役員または代表者をして本契約書に署名・捺印せしめた。

（ＡＡＡ）

（ＢＢＢ）